

平成 25 年 6 月 10 日

## 基準適合表示自動車証明

下記車名及び型式につき、特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき基準適合表示の付された特定特殊自動車であることを認めます。

東京都品川区東五反田 2 丁目 17 番 1 号

コベルコ建機株式会社

企画管理部長

三木 健



車名及び型式	コベルコ WDR-YN13/YQ13
製造番号の表示様式	YN13-70001~ YQ13-10001~
呼称（カタログ名）	SK200-9、SK210D-9、 SK210LC-9、SK210DLC-9
特定原動機の 名称及び型式	日野 J05E-TJ
原動機の出力	124kW



様式第六 (特定特殊自動車型式届出書) (第十二条関係)

### 特定特殊自動車型式届出書

平成 25 年 3 月 19 日

殿

住所  
広島県広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号

法人  
コベルコ建機株式会社  
代表取締役社長  
藤岡 純

特定特殊自動車の型式につき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 特定特殊自動車の車名及び型式  
車名： コベルコ  
型式： WDR-YN13/YQ13
2. 特定特殊自動車に搭載する型式指定特定原動機の型式  
日野 J05E-TJ
3. 届出に係る型式の特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合することの確認の方法  
別途添付資料による

- 林業普及指導事業交付金
- 林業・木材産業改善資金造成費補助金
- 森林整備・林業等振興整備交付金
- 森林整備・林業等振興推進交付金
- 漁業調整委員会等交付金
- 沿岸漁業改善資金造成費補助金
- 水産業改良普及事業交付金
- 水産多面的機能発揮対策交付金
- 離島漁業再生支援交付金
- 水産業強化対策整備交付金
- 水産業強化対策推進交付金
- 農地保有合理化促進対策費補助金（農地保有合理化促進事業費のうち公益社団法人分に係るものを除く。）
- 地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を除く。）
- 沖縄振興公共投資交付金
- 治山事業費補助
- 農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
- 農業競争力強化基盤整備事業費補助
- 農地等保全事業費補助
- 森林環境保全整備事業費補助
- 水産基盤整備事業費補助
- 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 林業振興整備費補助金
- 水産業共同利用施設復旧整備費補助金

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号の規定は、平成二十五年年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第十八百三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第三十六條第一項の規定に基づき、平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務）について平成十三年年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第三百五十五号）第十六條第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月五日 農林水産大臣 林 芳正

表補助金等の予算科目の欄中「地域自主戦略交付金」及び「可別所得補償実施田圃化基盤整備事業費補助」を削る。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号の規定は、平成二十五年年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第四百十九号  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第一條第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。  
平成二十五年六月五日 経済産業大臣 茂木 敏充

番号	名 称	住 所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5179	株式会社東京カソード研究所	東京都板橋区板橋一丁目十番十号	平成二十五年三月十四日から平成二十六年三月十三日まで

○国土交通省告示第六十九号  
環境省  
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十條第一項の規定に基づき平成二十五年三月十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同條第四項の規定に基づき公示する。  
平成二十五年六月五日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2-67	KCM 97J1	6WG1XDL	株式会社KCM	兵衛町五丁目新築町四2680番地
NV2-68	コペルコ UDS-RN07	"	"	"
NV2-69	ELI NHEA	"	"	"
NV2-70	KCM 92H1	E13C-VV	"	"
NV2-71	ELI NGBA	"	"	"

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2-72	ELI DCAA	4HK1XDL	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NV2-73	ELI DDAA	6HK1XDL	"	"
NV2-74	ELI DDDA	A	"	"
NV2-75	ELI JAAA	6UZ1XDL	"	"
NV2-76	ELI UDS-H71	A	"	"
NV2-77	KCM 85J1	A	"	"
NV2-78	ELI UDS-H72	QSB6.7-4	"	"
NV2-79	KCM 80C6	"	"	"
NV2-80	コペルコ UDS-L512/Y512	PHC-V C	コペルコ建設株式会社	東京都文京区板橋一丁目2番1号
NV2-81	コペルコ WDR-YN13/YQ13	J5E-TJ	"	"

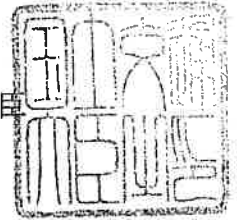
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十條第一項の規定に基づき平成二十五年三月十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同條第四項の規定に基づき公示する。  
平成二十五年六月五日



国総環り第17号  
平成25年6月27日

コベルコ建機 株式会社  
代表取締役社長 藤岡 純 殿

国土交通大臣



低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を低騒音型建設機械に指定する。

別表(低騒音型建設機械)

指定番号	機種	型式	諸	元	申請社名	備考
5112	バックホウ	SK75SR-3F	山積容量 0.28	平積容量 0.21	コベルコ建機(株)	○
5113	バックホウ	SK200-9	山積容量 0.80	平積容量 0.59	コベルコ建機(株)	○
5114	バックホウ	SK210D-9	山積容量 0.80	平積容量 0.59	コベルコ建機(株)	○
5115	バックホウ	SK210HLC-9	山積容量 0.80	平積容量 0.59	コベルコ建機(株)	○
5116	バックホウ	SK500D-9	山積容量 1.90	平積容量 1.40	コベルコ建機(株)	○

※備考欄に「○」の印があるものについては、超低騒音型建設機械の標識(ラベル)を表示することができます。